

滋賀県私立学校審議会運営規則（内規）

平成12年10月5日審議会決定

- 第1条 会議は、会長が招集する。
- 第2条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代行する。
- 第4条 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、あらかじめ特に議決を経たときは、その限りでない。
- 第5条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
- 第6条 建議案を提出しようとする者は、案を作り、三人以上の賛成者が連署して会長に差し出さなければならない。
- 第7条 修正の動議を提出しようとする者は、文書または口頭で申し出なければならない。
- 第8条 動議は、賛成がなければ議題とすることができない。
- 第9条 委員が私立学校法第15条に掲げる案件について会議に出席し発言しようとするときは、あらかじめその旨を、会長に申し出なければならない。
- 第10条 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 第11条 採決は、挙手によって決める。ただし、議決により記名投票によることができる。
- 第12条 会長は、会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を、滋賀県総務部総務課の関係職員に作成させるものとする。
- 第13条 この規則に規定のない事項については、必要に応じ滋賀県知事の承認を経て会長が定める。